

予防接種名	対象者	助成回数	助成金額 (1回あたり)	
おたふくかぜ	1歳から 小学校就学前相当年齢	1回	全額	
	生ワクチンのため、接種後他の予防接種をする場合 27日以上あけてください。 過去に本事業による助成を受けたことのある方は対象となりません。			
B型肝炎	1歳未満	3回	全額	
	標準的には、生後2か月で開始し、1回目の接種から4週以上、標準的には4週の間隔をおいて2回目を接種し、更に1回目の接種から20週以上、標準的には20週から24週の間隔をおいて3回目を接種します。 2回目の接種は、1回目の接種から必ず4週以上あけてください。 3回目の接種は、1回目の接種から必ず20週以上あけてください。 3回の接種が完了するまでに1歳を超えた場合、残りの接種は助成の対象となりません。 B型肝炎母子感染防止事業の対象者は、本事業による助成の対象とはなりません。			
ロタウイルス	ロタリックス (1価)	生後6週0日から 24週0日	2回	全額
	4週以上の間隔で2回接種(1回目は生後20週0日までに接種が必要です。) 1回目の接種は生後14週6日までにうけることが推奨されています。 生ワクチンのため、接種後他の予防接種をする場合 27日以上あけてください。			
ロタテック (5価)	生後6週0日から 32週0日	3回	全額	
	4週以上の間隔で3回接種(1回目は生後24週0日まで、2回目は28週0日までに接種が必要です。) 1回目の接種は生後14週6日までにうけることが推奨されています。 生ワクチンのため、接種後他の予防接種をする場合 27日以上あけてください。			
ワクチンには2種類あります。 どちらか1方で規定の回数接種を完了してください。				
インフルエンザ	65歳未満	1年度毎 13歳未満2回まで 13歳以上1回	1,000円	

この制度は、任意予防接種を本人又は保護者が希望し受ける場合に、経済的負担の軽減を図るものです。法律的に任意予防接種を受ける義務はありません。

任意予防接種後に万一健康被害が生じた時は、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法による「医薬品副作用被害救済制度」「生物由来製品感染等被害救済制度」に基づく救済の対象となります。乳幼児期は、受ける予防接種の種類が多く、対象年齢から1日でも外れると対象となりませんので、主治医と相談の上、予めスケジュールを立てて計画的に接種を受けてください。任意予防接種を希望される方は、医療機関へ直接予約して接種を受けてください。

【申請方法】接種したあとで、すこやかセンター内保健福祉課へ申請を行ってください。

【持ち物】 医療機関発行の領収書、印鑑、振込先(被接種者又は親権者の名義)の通帳等、母子健康手帳(インフルエンザを除く)

【申請期限】平成28年4月1日から平成29年3月31日に接種を受けたものは、平成29年3月31日までに申請してください。

問合せ先 すこやかセンター内保健福祉課